

令和3年度社会福祉法人・施設一般検査の実施について

令和3年度における社会福祉法人・施設の一般検査については、「令和3年度社会福祉法人・施設一般検査実施計画」（資料5）に基づくほか、下記により実施する予定です。

各法人・施設の皆様には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と効率的な検査実施の両立を図る観点等から、例年とは異なるご対応等をお願いすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 一般検査の実施計画について

(1) 検査対象法人・施設

- ・ 令和3年度における一般検査の検査対象となる法人・施設は、「令和3年度一般検査対象法人・施設一覧」（資料11）のとおりです。

(2) 検査方法

- ① 一般検査は、施設内部の設備・配置人員等の状況について目視検査を行うとともに、事前に提出いただく一般検査資料や自主点検調書に基づき、実地において関係書類や資料の確認及び法人等の代表者及び関係職員からの聞き取りによる検査を実施します。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、目視検査については、実施しない場合があります。
 - ② 児童福祉施設（通所施設）の一部については、書面検査（施設に出向かずに提出された書類のみを審査）により実施します。
 - ③ ②のほか、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と効率的な検査実施の両立を図るため、施設の一部について、書面検査により実施する場合があります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実地において検査を予定していた施設について、書面検査に変更する場合がありますので予めご承知おきください。

(3) 検査日程

- ・ 一般検査の実施時期は、令和3年7月～令和4年1月を予定しています。
- ・ 検査対象法人・施設における個別の検査日程は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ、概ね検査実施日の2カ月前までに通知します。
- ・ 検査日程の通知後、新型コロナウイルスの感染状況が悪化した場合には、検査の実施を延期等する場合があります。なお、この場合において、一般検査資料等の作成基準日は原則として変更しないこととします。

(4) その他

- ・ 一般検査を実施した後、改善状況の確認が必要と判断される法人・施設については、確認検査を実施する場合があります。
- ・ 確認検査を実施する場合は、一般検査同様、事前に当該法人あて通知します。
- ・ 緊急又は重大な事由が発生した場合は、特別検査を実施する場合があります。

2 一般検査にかかる事前提出資料について

(1) 事前提出資料

- ① 「一般検査提出書類チェックリスト一覧」(資料12)のとおり

※ 一般検査資料(様式)等のダウンロードのご案内

一般検査に係る検査資料及び自主点検調書の作成にあたっては、福祉指導課福祉監査室のホームページに様式を掲載しておりますので、該当する様式をダウンロードしてご利用ください。

(ダウンロードページ URL)

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/korei/koshi/fukushi/20150408.html>

(ダウンロードページの検索方法)

検索エンジン (yahoo, google 等) により「茨城県 社会福祉 検査様式」でキーワード検索

(2) 提出期限

- ・ 検査実施日の2週間前まで(必着)

(3) 提出先

茨城県保健福祉部福祉指導課福祉監査室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

(お問合せ電話番号) 029-301-3159 児童・障害者施設担当

029-301-3165 高齢者施設担当

3 資料作成上の留意点

(1) 検査資料の記入

- ・ 検査資料の記入は、パソコン上から各種様式のファイルに直接文字入力するか、又はボールペン等の消えない筆記用具で記入してください。

(2) 資料のサイズ

- ・ 検査資料に添付する各種資料は、A4版に統一してください。
(パンフレットや冊子等についてはそのままの大きさを結構です。)

(3) 資料の綴り

- ・ 提出資料は、ダブルクリップ等で仮止めしてください。(提出後、資料を仕分けする必要がある
ので、ホッチキスやフラットファイル等への綴り込みは避けてください。)

(4) 検査資料への押印廃止

- ・ 一般検査資料(資料12の①)について、理事長印及び施設長印の押印は不要です。

(5) 作成基準日

- ・ 一般検査資料は、検査を実施する日の属する月の前々月の1日現在が「作成基準日」となります

ので、ご注意願います。

- ・ また、会計関係については、従来どおり決算ベース（令和3年3月31日現在）で作成してください。

（6）資料の開示

- ・ 提出いただいた検査資料等は、茨城県情報公開条例に基づき、開示又は部分開示する場合があります。

（7）令和3年度検査資料等の主な変更点

- ・ 令和3年度の一般検査資料及び自主点検調書の主な変更点は、「令和3年度検査資料等の変更点」（資料9）のとおりです。

4 検査の進め方について

- ・ 検査は、原則として午前9時30分に開始します。なお、保育所及び幼保連携型認定こども園等については、午前9時30分又は午後1時30分に開始します。
- ・ 検査は、原則として3名で行いますが、施設の規模や検査項目等により検査員が増減する場合がありますほか、一般検査と同時に介護保険・障害福祉サービス事業者等に対する実地指導を行う場合は、当該担当者が増となります。
- ・ 検査の手順は、「一般検査進行表」（資料14）のとおりです。
- ・ 検査会場は、できる限り独立した部屋を用意し、検査の出席者同士の間隔を、2m以上確保するよう配置してください。（「検査会場レイアウト」（資料15）参照）
- ・ 検査の効率化を図るため、関係書類は事前に準備しておくとともに、検査開始時までに検査会場に搬入しておいてください。
- ・ 検査終了後に講評を行いますので、業務に支障のない範囲で法人・施設の代表者など（2名以内）のご出席をお願いします。
- ・ 当日の検査の中で、疑義や不明の点がある場合は、遠慮なく質問等をしてください。
- ・ 書面検査の検査資料については、実地検査と共通の様式を使用します。所定の期日までに提出してください。

5 その他の留意事項

- ・ 検査当日の講評における指摘事項のうち、検査結果として後日文書で通知するもの（文書指摘）については、改善状況を確認できる書類等を添付のうえ、必ず指定された期日までに福祉指導課長あて「改善結果報告書」を提出してください。
- ・ なお、口頭指摘事項については、改善結果の報告は求めませんが、文書指摘事項と併せて次回検査時に改善状況を確認します。
- ・ 一般検査と同時に、介護保健法に基づく実地指導や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく実地指導を併せて実施した場合は、実地指導（介護保険・障害福祉サービス等）の結果通知と上記一般検査の結果通知について、それぞれ別に通知することとなるため、到達時期に差異が出る場合があります。